

障害を理由とする差別の解消に 関する取組 (静岡県障害者差別解消条例の改正等)

健康福祉部障害者支援局



1

障害者差別解消法の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

施行日：平成28年4月1日

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務

具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定
事業者 ⇒ 事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法の改正のポイント

令和3年5月の法改正により、**民間事業者**に対しても「**合理的配慮の提供**」が義務化された。(令和6年4月1日施行)

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
	<p>・障害者であることのみを理由に、<u>正当な理由なく</u>、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否する。</p>	<p>・障害のある方の求めに応じて、文書を読み上げたり、筆談を行う。</p>
国の行政機関 地方公共団体	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務 → 義務

法改正を受けて、本県の条例(静岡県障害者差別解消条例)も改正

主な
改正内容

- 民間事業所における合理的配慮の提供を義務化
- 相談の解決を図ることができるよう人材の育成・確保を新たに明記
- 差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供について新たに明記

3

合理的配慮の提供とは

◆合理的配慮とは？



障害のある人から何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、事業者の負担が重すぎない範囲で、障害のある人が障壁のない生活を送れるように配慮することです。

例えば…

飲食店で

車いすのまま着席したいです

合理的配慮 /

備え付けのいすを片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した

販売店で

欲しい商品があるのですが、目が見えないので売り場が分かりません

合理的配慮 /

お求めの商品の売り場までご案内しますね

※障害のある人からの申し出があった場合は、**障害のある人と事業者の双方が話し合って共に解決策を検討する「建設的対話」**が求められます。

4

各部署へのお願い

- ・障害者差別解消法については、内閣府が政府全体の方針となる「基本方針」を示した上で、具体的には、**各省庁において、事業者の取組に資するための「ガイドライン(対応指針)」**を示すこととされています。
- ・**各部署**におかれては**所管省庁のガイドラインを確認の上、関係各所に周知等**をお願いします。

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針URL
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

<例>



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

業種の例示

- ・国土交通省：鉄道、バス、不動産業、旅行業等
- ・文部科学省：教育分野、スポーツ・文化芸術分野 等

障害者差別解消法に基づく経済産業省対応指針及び対応要領について

経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」に基づき、行政機関等においては、所管事業分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた「対応指針」と当該機関の職員における「対応要領」を定めることとなっております。令和3年5月の同法改正を踏まえ、対応指針及び対応要領の改正を行いましたので、下記の通り公表いたします（改正後の対応指針・対応要領は令和6年4月1日より適用）。

5

障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領等の改正

障害者差別解消法の改正を受け、国の職員対応要領が改定されたことから、静岡県職員が適切に対応するため必要な事項を定めた「**障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領**」及び「**対応マニュアル**」を改正（令和6年4月1日施行）

<主な改正内容>

- 職員への研修について、「障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修を行う」旨を追記
- 障害者の範囲に「高次脳機能障害、難病等により起因する障害を含む」ことを明記

<職員による具体的な留意事項>

- 講演会等の企画段階で、エレベーター、多目的トイレ、障害者用駐車場等の有無等について確認
- 車いすでの参加者が予定される場合は、出入り口に近い場所を広めに確保
- 必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を手配

等

「学びばこ」を活用した研修を準備中

6